医療法人△△会○○病院〔指定介護療養型医療施設〕運営規程（参考例）

　（事業の目的）

1. 医療法人△△会が開設する○○病院〔指定介護療養型医療施設〕（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定介護療養施設サービスを提供することを目的とする。

　（運営の方針）

第２条　施設の従業者は、長期にわたり療養を必要とする要介護者に対し、その病状及び心身の状況を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設介護サービス計画に基づいて療養上の診療、適切な機能訓練、看護及び医学的管理の下における介護その他の適切なサービスの提供を行う。

２　施設の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

　（施設の名称等）

第３条　事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　一　名称　　医療法人△△会○○病院

　二　所在地　○○市・・・・・・・・・・・・

　（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

　一　管理者　医師１名

　　　管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、医師とし

　　て入院患者の病状に応じて妥当適切に診療を行うものとする。

　二　薬剤師　１名

　　　薬剤師は、施薬、処方及び服薬指導を行う。

　三　栄養士　１名

　　　栄養士は、必要な栄養管理を行う。

　四　看護職員　５名（常勤職員４名、非常勤職員１名）

　　　看護職員は、療養病棟において看護の提供に当たる。

　五　介護職員　６名（常勤職員３名、非常勤職員３名）

　　　介護職員は、療養病棟において介護の提供に当たる。

　六　理学療法士　１名（常勤職員）

　　　理学療法士は、機能訓練の提供に当たる。

　七　作業療法士　１名（非常勤職員）

　　　作業療法士は、機能訓練の提供に当たる。

　八　介護支援専門員　１名

　　　介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務に当たる。

　九　・・・・・

　（利用者の定員）

第５条　利用者の定員は、○○人とする。（ユニットの数及びユニットごとの利用定員）

　ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

　（入院患者に対する指定介護療養施設サービス内容及び利用料その他の費用の額）

第６条　指定介護療養施設サービスの内容は、次のとおりとする。

　一　療養上の診療

　二　機能訓練

　三　看護

　四　医学的管理の下における介護

　五　食事、その他のサービス

（利用料その他の費用の額）

第７条　指定介護療養施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護療養施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その１割の額とする。

２　居住費、食費の利用料については、次（または別紙利用額一覧表）のとおりとする。なお、厚生労働大臣が定める利用者負担段階第１段階、第２段階、第３段階の該当者については、市町から交付される「介護保険負担限度額認定証」に記載された負担限度額を利用者負担額とする。

（居住費）

　　　　　　①多床室　　　　　日額　　　　円

②従来型個室　　　日額　　　　円

③特別な居住費　　日額　　　　円

（食費）

①食費　　　　　　日額　　　　円

　　　　　　②特別な食費　　　日額　　　　円

３　前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

　一　送迎に要する費用

　　二　理美容代

　　三　その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって、

　利用者に負担させることが適当と認められるもの

４　本条２項、３項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

５　施設は本条２項、３項で設定した居住費並びに食費、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあたっては、介護保険制度の改正内容や施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し改定するものし、利用者又は身元保証人に改定の考え方を書面で説明し、書面での同意を得た上で改定するものとする。

　（施設の利用に当たっての留意事項）

８条　入所者が指定介護療養施設サービスの提供を受ける際に留意すべき事項は、次

　のとおりとする。

　一　入所者は施設の規律を守り、喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為を

　　してはならない。

　二　入所者は施設の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた

　　取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意す

　　るものとする。

　三　入所者は火気の取扱いに注意しなければならない。

　四　入所者は施設の安全衛生を害する行為をしてはならない。

　（非常災害対策）

第９条　施設は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとと

　もに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

　一　消火、通報及び避難の訓練（年２回）

　二　消防設備、施設等の点検及び整備

　三　従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督

　四　その他防火管理上必要な業務

　（事故発生時の対応）

第１０条　施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。また事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。

２　事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。

（身体拘束の制限）

第１１条　施設は、指定介護療養施設サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

　　緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

　　なお、当該記録は主治医が診療録に行わなければならないものとする。

（個人情報の保護）

第１２条　施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

２　施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

　（その他運営に関する重要事項）

第１３条　施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

　一　採用時研修　採用後○か月以内

　二　継続研修　年○回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　施設は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内　容とする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人△△会と事業所の管

　理者との協議に基づいて定めるものとする。

　　附　則

　この規程は、平成１８年４月１日から施行する。